

## 枚方市監査委員告示第 1 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査及び同条第 5 項に基づく随時監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成 2 7 年 2 月 2 7 日

枚方市監査委員

勝	山	武	彦
大	西	正	人
岡	林		薫
福	留	利	光

## 第1 公の施設の指定管理者監査及び随時監査の対象

### 1. 枚方市立障害者社会就労センター

#### (1) 公の施設の指定管理者監査

[対象団体] 社会福祉法人 わらしべ会（指定管理者）

[対象事務] 平成25年度、平成26年度における枚方市立障害者社会就労センターの指定管理に係る事務の執行、業務の管理運営、財務に関する事項、その他

#### (2) 随時監査

[対象部課] 福祉部障害福祉室

[対象事務] 平成25年度、平成26年度における枚方市立障害者社会就労センターの社会福祉法人 わらしべ会による指定管理に係る事務の執行、財務に関する事項、その他

## 第2 監査の期間

平成26年11月4日から平成27年2月26日まで

## 第3 監査の結果

本監査の執行に際し、関係者から事情聴取し、また、提出された関係書類を監査した結果について、監査委員協議を行ったところ、事務処理状況はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

### 【意見・要望事項】 < 福祉部 障害福祉室 >

#### ○指定管理者による指定管理業務の執行について

指定管理業務に係る収支に関して、指定管理者が提出した平成25年度各月の「月例報告書」における管理経費収支状況と同年度の「事業報告書」における管理に係る経費の収支状況の数値に不一致がある上、法人としての決算書類の指定管理業務に関する収支の数値とも相違があった。

また、枚方市立障害者社会就労センター指定管理者基本協定書（以下「基本協定書」

という。)では、「月例報告書」を翌月15日までに市に提出することと定めているが、提出期限が遵守されていない事例が見受けられた。

今後は、基本協定書の趣旨を踏まえ、適切な管理運営が行われているか十分に確認するよう要望する。

さらに、現地調査を行ったところ、備品について、所管課による定期的な現物確認が不十分であり、基本協定書に記載されている備品物品等一覧と実態との相違があった。

所管課として、現物確認を適切に行うよう要望する。

○指定管理業務のモニタリングと評価及び施設の管理運営状況について

指定管理者への市によるモニタリング結果では、総じて「良好である」となっているが、備品管理の評価項目において、備品の現物確認が不十分であるにもかかわらず「良好である」としており、記録等による確認を伴わないモニタリング及び評価となっていた。

今後は、客観的な記録等に基づいたモニタリング及び評価とするよう要望する。

また、新たな授産事業の展開を目的として、障害者社会就労センター敷地内に指定管理者が建築した喫茶店施設について、指定管理業務終了や指定管理者交代時には、撤去や原状回復を条件に承認しているとのことだが、書面としては確認できなかった。将来に疑義の生じないよう、適正な事務手続を行うよう要望する。

さらに、同施設の建築及び備品購入費用が平成23年度及び平成24年度の指定管理業務の収支に記載される一方、行っている授産事業の収支が明らかにされていない状況となっていた。

今後は、会計処理上の整理も含め、所管課として適切に指定管理者への指揮・監督を行うよう要望する。